

第72期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月21日(金曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 3階 永代の間

※裏表紙のご案内図をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

<input type="checkbox"/> 株主の皆様へ	1頁～
<input checked="" type="checkbox"/> 定時株主総会招集ご通知	3頁～
<input checked="" type="checkbox"/> 定時株主総会参考書類(添付書類)	7頁～
<input checked="" type="checkbox"/> 事業報告	28頁～
<input checked="" type="checkbox"/> 連結計算書類	55頁～
<input checked="" type="checkbox"/> 計算書類	59頁～
<input checked="" type="checkbox"/> 監査報告書	62頁～

株主総会に当日ご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。



いい整備士がいる。



豊かで健全なクルマ社会を創り続けるために 既存事業の改革と長期的な成長に向けた新たな ビジネスの創造に挑戦します。



株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

昨今は、あらゆるものが通信でクルマとつながり、また自動化されるなど、クルマ関連の事業は大変革の時期を迎えております。

今後もクルマ社会に対して継続的に価値を提供し続けるために、「プロフェッショナルでフレンドリーな存在」として、お客様とつながり続ける施策を実施していくとともに、グループ一丸となって、新たな市場を開拓するための挑戦を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社グループへの変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長

小林 喜夫巳

オートバックスチェーン経営理念

オートバックスは、常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造することを使命とします。

オートバックスセブングループ行動規範

オートバックスセブングループの役員および従業員は、あらゆる企業活動の実践において、すべてのステークホルダーの方々と信頼関係を深めながら、ともに成長していくことを目指すとともに、以下の「行動規範」を遵守します。

■ お客様に対する姿勢

私たちは、お客様の立場に立ち、その安心・満足・信頼を旨とし、最良の商品・技術・サービスを提供し、お客様のニーズにお応えします。

■ 従業員に対する姿勢

私たちは、お互いの人格・個性を尊重し、健全な職場環境を追求します。

■ お取引先様に対する姿勢

私たちは、全てのお取引先様と公正な取引関係を構築し、関係法令および契約に従って誠実な取引を行います。

■ 株主・投資家の皆様に対する姿勢

私たちは、上場会社であることを念頭に置き、その社会的責任を自覚し、正確な企業情報を適時・適切に開示することにより、正しい評価・理解をいただきます。

■ 社会に対する姿勢

私たちは、社会の一員であることを自覚し、社会のルールに従うとともに、絶えず変化する社会の期待、要請に応え、より良き社会の実現に向かって行動します。

■ 会社財産に対する姿勢

私たちは、有形・無形を問わず、会社の財産・権利を適正に管理・保護し、不正な使用を行いません。また、他者の財産・権利を尊重します。

■ 反社会的勢力に対する姿勢

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。

(注) 2009年12月25日改訂「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」より、行動規範のみを抜粋

定時株主総会にご出席ください。

株主各位

証券コード：9832

2019年6月3日

東京都江東区豊洲五丁目6番52号

株式会社オートバックスセブン

代表取締役 小林 喜夫巳

第72期 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。当日ご出席の際は、環境問題への配慮の観点から招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2019年6月21日（金曜日）午前10時 ※受付開始時間は午前9時でございます。
2	場 所	東京都江東区東陽六丁目3番3号 ホテルイースト21東京 3階 永代の間
3	目的事項 報告事項	① 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ② 第72期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

■ 当日ご出席されない場合には、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。

《インターネットによる開示について》.....

■ 以下の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.autobacs.co.jp>) に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

【事業報告】の「内部統制システムに関する基本方針およびその整備・運用状況の概要」、【会社支配に関する方針】、【連結計算書類】の「連結注記表」、【計算書類】の「個別注記表」。

■ なお、本招集ご通知の添付書類および上記ホームページ掲載書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した書類であります。

■ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。（<https://www.autobacs.co.jp>）

株主の皆様の意思決定に関する権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使方法についてのご案内

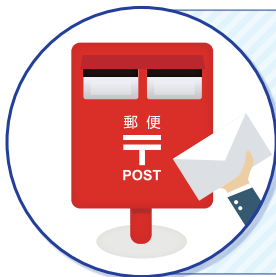
株主総会における議決権は、株主の皆様に認められる株主全体の意思決定に関する重要な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2019年6月21日(金) 午前10時



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書用紙のご記入方法は5ページをご覧ください。

行使期限 2019年6月20日(木) 午後5時50分到着



インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> 画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。詳細は6ページをご覧ください。

行使期限 2019年6月20日(木) 午後5時50分受信

- 郵送による議決権行使において、各議案に賛否の記載のない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。
- インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。
- 代理人によるご出席の場合は、当社定款にしたがい、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 000000000 議決権行使回数 00000000000個

株式会社 オートボックスセブン

私は、2019年6月21日開催の貴社第72期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。
2019年 6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

株式会社オートボックスセブン

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 <small>(下の候補者 を除外)</small>	第4号議案 <small>(下の候補者 を除外)</small>	第5号議案	第6号議案	第7号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否

お願い

- 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日午後5時50分までに到着するようにご返送ください。
- 第3号議案および第4号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトにて議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、2019年6月20日午後5時50分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.obo72.com>

議決権行使コード

パスワード

携帯用
QR



株式会社 オートボックスセブン

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 → 「賛」を○で囲んでください。
- 否認する場合 → 「否」を○で囲んでください。

第3・4号議案

- 全ての候補者に賛成の場合 → 「賛」を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 → 「否」を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記入してください。

インターネットによる議決権行使に必要な「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話を利用して左の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

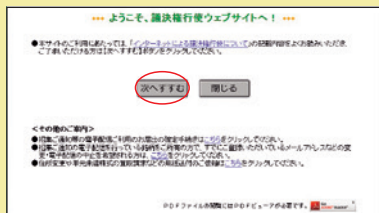
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がございます。

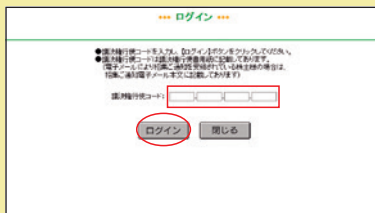
アクセス手順 以下はパソコンの画面を表示しております。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



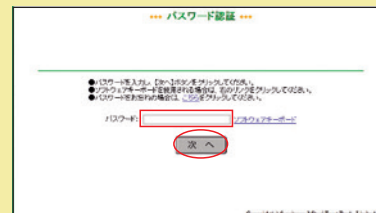
<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）

 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

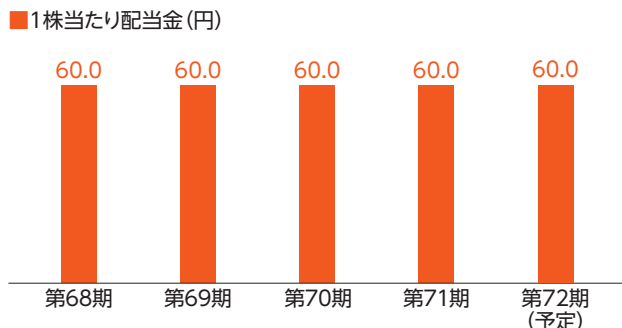
当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、「2017中期経営計画」の期間中におきましては連結配当性向を原則50～100%とし、業績に応じた適正な利益還元を基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき、株主の皆様への還元強化を図るため、以下のとおりとさせていただきます。

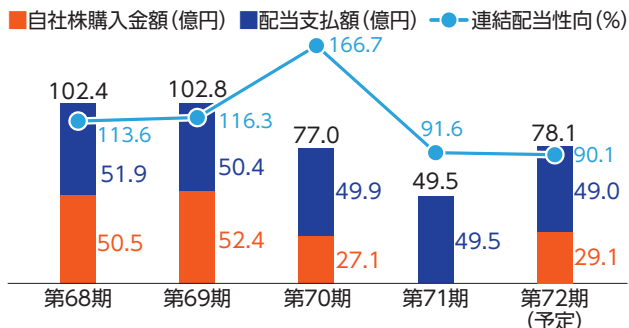
1. 期末配当に関する事項

- | | |
|------------------------------|--|
| ① 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額 | 当社普通株式1株につき30円
総額2,429,628,390円
※なお、中間配当金として1株につき金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり60円となります。 |
| ③ 当該剰余金の配当が効力を生じる日 | 2019年6月24日 |

1株当たり配当金



株主還元／連結配当性向



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更および削除を行うものであります。

なお、本議案における定款変更は、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものとしたたく存じます。

(1) 「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更

当社は、コーポレート・ガバナンスをより一層充実し、持続的な成長と中長期的な企業価値のさらなる向上を目指すため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたたく存じます。これに伴い、次の変更を行うものであります。

- ①監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。
- ②取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります。
- ③監査等委員会設置会社への移行に伴い、規定の条文にその他の所要の変更を行うものであります。

(2) その他全般に関する変更

条文の新設や削除に伴い、条数の整備を行うとともに、表現の修正、字句訂正等、全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線_____は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第3条 <略></p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条 <略></p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第6条～第10条 <略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 <略></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の<u>決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <略></p> <p>第12条 <略></p>	<p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第6条～第10条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 <現行どおり></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>第12条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 <略></p>	<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社には、<u>取締役12名以内を置く。</u></p> <p><新設></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第21条 <略></p> <p>2 <略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p><新設></p> <p>2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了するとき</u>までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第24条 <略></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができ、取締役及び監査役全員の同意あるときは招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>終結の時</u>までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>終結の時</u>までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができ、取締役全員の同意あるときは招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第26条 <略></p> <p><新設></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める「取締役会規則」による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>第26条 <現行どおり></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、取締役会で定める「取締役会規則」による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、当社に対する<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>
<p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第30条 当社には、監査役5名以内を置く。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任方法) <u>第31条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の任期) <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(常勤監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の招集手続) <u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができ、監査役全員の同意あるときは招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会規則) <u>第35条 監査役会に関する事項については、監査役会で定める「監査役会規則」による。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第37条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第五章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができ、監査等委員全員の同意があるときは招集の通知を省略して監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定できる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める「監査等委員会規則」による。</p>
<p>第六章 計算</p> <p>第38条～第42条 <略></p>	<p>第六章 計算</p> <p>第34条～第38条 <現行どおり></p>
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第72期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令が定める範囲で免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役とは区別して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任 小林 喜夫巳 こばやし きおみ	代表取締役 社長執行役員 オートバックスチェーン本部長	100% (16回/16回)
2	再任 堀井 勇吾 ほりい ゆうご	取締役 常務執行役員 社長室・事業企画担当 兼 オートバックス事業企画担当	100% (16回/16回)
3	再任 熊倉 栄一 くまくら えいち	取締役 常務執行役員 西日本営業本部担当	100% (16回/16回)
4	再任 高山 与志子 たかやま よしこ	社外取締役 独立役員	100% (16回/16回)

- (注) 1. 高山与志子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定および当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員として届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
2. 社外取締役候補者の高山与志子氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める金額であります。同氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。

候補者
番号

1

こ ば や し き お み
小林 喜夫 巳

再任



- 生年月日 1956年2月11日（満63歳） ■ 所有する当社株式数 14,000株
- 在任年数 9年（本総会終結時） ■ 取締役会への出席状況 100%（16/16回）

■ 当社における地位および担当

代表取締役 社長執行役員 オートバックスチェーン本部長

■ 略歴および重要な兼職の状況

1978年 3月	大豊産業株式会社入社 (現 株式会社オートバックスセブン)	2014年 4月	取締役 副社長執行役員 オートバックスチェーン副本部長 兼 チェン企画統括 兼 店舗子会社戦略担当
1995年 4月	タイヤ商品部長	2015年 4月	取締役 副社長執行役員
2002年 6月	オペレーティング・オフィサー 海外事業部担当	オートバックスチェーン本部長	
2005年 4月	オフィサー 北関東エリア事業部長	2016年 4月	代表取締役 副社長執行役員
2007年 4月	オフィサー カー用品事業担当	オートバックスチェーン本部長	
2008年 6月	執行役員 関西エリア事業部長	2016年 6月	代表取締役 社長執行役員
2010年 4月	上席執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当	オートバックスチェーン本部長（現任）	
2010年 6月	取締役 上席執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当		
2012年 4月	取締役 常務執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当		

■ 取締役候補者とした理由

小林喜夫巳氏は、2016年より代表取締役社長執行役員を務め、挑戦し続ける組織にこだわり、人材育成や風土作りに注力し、オートバックスグループを牽引してまいりました。また、取締役会において、十分かつ適切な説明を行ったうえで重要事項を決定し、業務執行の役割を十分に果たすとともに、他の取締役の職務執行を監督しております。

今後もオートバックスグループの持続的な成長と企業価値向上を目指すにあたり、同氏が経営の指揮を執ることが最適であると判断いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

小林喜夫巳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主の皆様へ

私は、社長就任以来、創業の精神である「マーケットを創造し続けること」を実践し、これまでの事業領域を超えた挑戦を続けてまいりました。また、当社を挑戦し続ける組織にするべく、人材育成や風土作りにも注力してまいりました。

当社は昨年より「2050未来共創」としてビジョンを掲げ100年企業を目指しており、今年は「オートバックス」の出店から45年の節目を迎えます。この先の半世紀を見据え、これからも挑戦をし続けることで、将来の成長に向けた土壌を作り上げてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社に対するご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

候補者
番号

2

ほり い ゆう こ
堀井 勇吾

再任



- 生年月日 1972年 6月 24日 (満46歳) ■ 所有する当社株式数 6,800株
- 在任年数 3年 (本総会終結時) ■ 取締役会への出席状況 100% (16/16回)

■ 当社における地位および担当

取締役 常務執行役員 社長室・事業企画担当 兼 オートボックス事業企画担当

■ 略歴および重要な兼職の状況

1995年 3月	当社入社	2016年 4月	常務執行役員 海外事業担当
2010年 4月	法務部長	2016年 6月	取締役 常務執行役員 海外事業担当
2012年 4月	執行役員 内部統制担当	2017年 4月	取締役 常務執行役員 社長室担当 兼 海外事業企画担当
2013年 4月	執行役員 内部統制・法務担当	2018年 4月	取締役 常務執行役員 社長室・事業企画担当 兼 オートボックス事業企画担当 (現任)
2015年 4月	執行役員 法務・総務担当		

■ 取締役候補者とした理由

堀井勇吾氏は、当社の経営管理基盤の構築および海外事業の推進に貢献してまいりました。近年におきましては、全社の事業企画担当として事業ポートフォリオの構築に尽力するとともに、国内オートボックス事業企画の担当として事業戦略の推進に加え、物流などの事業基盤の整備にも尽力してまいりました。

今後もオートボックスグループの持続的な成長と企業価値の向上を目指すにあたり、同氏が当社取締役会の意思決定および監督機能の実効性向上に必要な人材であると判断いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

堀井勇吾氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主の皆様へ

我々を取り巻く環境は、CASEやMaaSと環境変化を表現されて以降も、予想をはるかに上回るスピードで変化し続けております。

当社は、この変化のスピードに迅速に対応するため、意思決定プロセスの改革として監査等委員会設置会社への移行を決定し、「5ヵ年ローリングプラン2019」を始動いたしました。これからもカー用品業界に留まらず、自動車関連業界のすべてに目を向け、有力なアライアンスやネットワークの構築により、この産業構造の大きな転換期を乗り越えていく所存であります。

同プランを推進するうえで、私は目指す未来に向けた迅速、果敢な意思決定により、改革を進め、お客様とクルマをとりまく生活の新たな価値の創造に貢献することで、お客様と株主の皆さまの期待に応えてまいります。

候補者
番号

3

くまくら えい いち
熊倉 栄一

再任



- 生年月日 1962年 2月 8日（満57歳）
- 所有する当社株式数 2,300株
- 在任年数 3年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況 100%（16/16回）

■ 当社における地位および担当

取締役 常務執行役員 西日本営業本部担当

■ 略歴および重要な兼職の状況

1984年 3月 当社入社

2001年 4月 カーエレクトロニクス商品部長

2009年 4月 執行役員 カー用品事業担当

2011年 4月 執行役員 関東事業部長

2015年 4月 執行役員 西日本営業統括部長

2016年 4月 常務執行役員 西日本営業統括部長

2016年 6月 取締役 常務執行役員 西日本営業統括部長

2018年 4月 取締役 常務執行役員 西日本営業本部担当
(現任)

■ 取締役候補者とした理由

熊倉栄一氏は、国内オートボックス事業における商品や営業の分野において多大な実績を残してきたほか、フランチャイズ加盟法人との関係構築に尽力してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定や他の取締役の職務執行の監督の役割を十分に果たしております。

今後もオートボックスグループの持続的な成長と企業価値向上を目指すにあたり、同氏が当社取締役会の意思決定および監督機能の実効性向上に必要な人材であると判断いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

熊倉栄一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主の皆様へ

クルマを取り巻く環境、お客様の価値観・購買行動、ライフスタイル等の変化が激しい中、将来に向けた事業の成長戦略と既存事業の集中と選定をどう実行するべきかが当社にとっての最重点課題と認識しています。

基幹事業であるオートボックス事業において、新しいマーケットの創造と顧客開拓を行ない、既存店の改革（リノベーション）を進めながら、新業態への挑戦・検証を並行して参ります。

目指すところは、地域のお客様にもっと便利で愛される店舗を増やすことです。

常に、スピード感ある意思決定と、実行力向上を強く推し進め、ステークホルダーの皆様のご期待に沿えるよう、職務を全うして参ります。

候補者
番号

4

た か や ま

よ し こ

高山 与志子

再任

社外取締役

独立役員



- 生年月日 1956年8月9日（満62歳）
- 所有する当社株式数 1,800株
- 在任年数 4年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況 100%（16/16回）

■ 当社における地位および担当

社外取締役

■ 略歴および重要な兼職の状況

1980年 4月 アメリカ銀行 東京支店 入社
 1987年 6月 メリルリンチ証券会社 ニューヨーク本社 入社
 1990年12月 同社 東京支店 ヴァイスプレジデント
 1998年12月 トムソン・ファイナンシャル・インベスター・リレーションズ 東京支店
 アジア・パシフィック地域ディレクター
 2001年 6月 ジェイ・ユース・アイアール株式会社
 マネージング・ディレクター
 2003年 3月 同社 マネージング・ディレクター 取締役（現任）
 2010年 6月 International Corporate Governance Network 理事

2010年10月 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事（現任）
 2015年 6月 当社 社外取締役（現任）
 2015年 9月 金融庁・株式会社東京証券取引所
 スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議 委員（現任）
 2015年10月 ボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社
 代表取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

高山与志子氏は、ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験に加え、IR、コーポレート・ガバナンスの分野にも精通しており、コーポレートガバナンス・コードへの対応に対する助言を行うなど当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献するほか、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から積極的に発言を行っております。

今後もオートバックスグループの持続的な成長と企業価値向上を目指すにあたり、同氏が当社取締役会の意思決定および監督機能の実効性向上に必要な人材であると判断いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

高山与志子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

■ 独立性に関する事項

高山与志子氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定および当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員として届け出ております。

株主の皆様へ

自動車を取り巻く環境は大きく変わっています。その中で、当社は、オートバックス事業の再生と同時に、急速に変化する経営環境に対応して新しい価値を提供できる市場を生み出すことに取り組んでおります。

これらの目標を達成するために多くの施策を実行している経営陣に対して、取締役会及びそれ以外の場において十分な検証と議論を行い、適切なモニタリングを通して社外取締役としての貴務を果たしてまいります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）とは区別して、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	新任 <small>すみの こうぞう</small> 住野 耕三	常勤監査役	100% (16回/16回)
2	新任 <small>かけがい ゆきお</small> 掛貝 幸男	社外取締役 独立役員	100% (12回/12回)
3	新任 <small>みやけ みねさぶろう</small> 三宅 峰三郎	社外取締役 独立役員	100% (12回/12回)

(注) 1. 掛貝幸男および三宅峰三郎の2氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定および当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員として届け出ております。各氏が原案どおり監査等委員である取締役として選任された場合、独立役員として同所に届け出る予定です。

2. 住野耕三、掛貝幸男および三宅峰三郎の3氏が原案どおり選任された場合、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める金額であります。

3. 住野耕三および掛貝幸男の2氏は監査役として、三宅峰三郎氏は取締役としての取締役会への出席状況を記載しております。なお、掛貝幸男および三宅峰三郎の2氏の出席状況は、2018年6月21日の就任後に開催された取締役会を記載しております。

候補者
番号

1

すみの こうぞう
住野 耕三

新任



- 生年月日 1957年10月1日（満61歳）
- 所有する当社株式数 44,399株
- 在任年数 一（本總會終結時）
- 取締役会への出席状況 100%（16/16回）
※監査役としての出席回数

■ 当社における地位および担当
常勤監査役

■ 略歴および重要な兼職の状況

1984年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	2008年 6月	執行役員 商品戦略企画担当 兼 カー用品事業担当
1985年 6月	当社入社	2009年 4月	上席執行役員 商品統括
1995年 2月	商品開発部長	2010年 4月	上席執行役員 内部統制担当
2000年 6月	取締役 総務部長 兼 人事部、総務部管掌	2011年 4月	パルスター株式会社 代表取締役社長
2002年 6月	取締役 エグゼクティブ・オフィサー 人事、 総務、法務、情報システム担当	2014年 6月	取締役 常務執行役員 商品開発担当
2003年10月	取締役 エグゼクティブ・オフィサー 新規事業開発担当	2015年 4月	取締役 常務執行役員 商品統括 兼 車検・サービス担当 兼 商品開発担当
2005年 4月	取締役 オフィサー 海外事業戦略推進担当	2015年10月	取締役 常務執行役員 商品統括 兼 カー用品担当 兼 商品開発担当
2007年 4月	オフィサー 経理担当 兼 情報システム担当	2016年 4月	取締役 常務執行役員
2007年 5月	株式会社オートバックスシステム ソリューション 代表取締役社長	2016年 6月	常勤監査役（現任）

■ 取締役候補者とした理由

住野耕三氏は、長年にわたり当社および関係会社の取締役として経営に参画するほか、オートバックス事業をはじめ、経営管理、新規事業および海外事業などの広範な分野において経験と実績を積んでまいりました。また、2016年より、当社監査役として監査機能を十分に発揮いただいております。

今後は、当社の経営に参画していただくことで、監査の実効性の確保、また当社経営の意思決定の健全性、適正性の確保と透明性の向上に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

住野耕三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主の皆様へ

技術の進歩、発展により、当社のビジネス環境は大きく変化しております。その様な中、積極的かつ柔軟な経営が適正な内部統制のもとで実行できるよう、ボードメンバーとして、自身の当社における長年の営業系、管理系での実務経験をはじめ、監査役及び子会社での経営等幅広いビジネス経験を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献し、株主の皆様、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるように取り組んでまいります。

候補者
番号

2

か け が い ゆ き お
掛 貝 幸 男

新任

社外取締役

独立役員



- 生年月日 1954年 6月 27日（満64歳）
- 所有する当社株式数 400株
- 在任年数 一（本總會終結時）
- 取締役会への出席状況 100%（12/12回）
※ 監査役としての出席回数

■ 当社における地位および担当

社外常勤監査役

■ 略歴および重要な兼職の状況

1979年 4月 小松インターナショナル製造株式会社 入社
(現 株式会社小松製作所)
1987年12月 アサヒビール株式会社 入社
2007年 4月 同社 理事 財務部 副部長
2008年 9月 同社 理事 監査部長
2010年 3月 同社 執行役員 監査部長

2011年 3月 同社 常勤監査役
2011年 7月 アサヒグループホールディングス株式会社
常勤監査役
2015年 3月 カルピス株式会社 常勤監査役
2016年 1月 アサヒ飲料株式会社 常勤監査役
2018年 6月 当社 社外常勤監査役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

掛貝幸男氏は、事業会社における資金調達および決算業務ならびに国内外企業の内部監査および監査役監査の経験を有し、これらの豊富な経験や知見に基づき、社外常勤監査役および独立役員として、一般株主保護の観点から適時発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。

今後は、当社の経営に参画いただくことで、監査の実効性の確保ならびに当社の意思決定の健全性、適正性の確保と透明性の向上に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

掛貝幸男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

■ 独立性に関する事項

掛貝幸男氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定および当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員として届け出ております。

株主の皆様へ

社外常勤監査役に就任後1年経ちました。その間、役員及び幹部社員へのヒアリング、国内、海外のグループ会社の往査を実施する等、当社の実状の把握を主眼に監査活動を行いました。また取締役会等では、適時、必要な意見を述べてまいりました。私は、新たなステージで、引き続き過去に培った知見と経験をもとに、当社の企業価値向上に貢献していく所存です。

候補者
番号

3

み や け み ね さ ぶ ろ う
三宅 峰三郎

新任

社外取締役

独立役員



- 生年月日 1952年7月22日(満66歳) ■ 所有する当社株式数 300株
- 在任年数 1年(本総会終結時) ■ 取締役会への出席状況 100%(12/12回)

■ 当社における地位および担当

社外取締役

■ 略歴および重要な兼職の状況

1976年 4月 キューピー株式会社 入社
1996年 9月 同社 横浜支店長
2002年 7月 同社 家庭用営業本部長
2003年 2月 同社 取締役
2010年 2月 同社 常務取締役
2011年 2月 同社 代表取締役社長
株式会社中島董商店 取締役

2017年 2月 同社 相談役
株式会社中島董商店 取締役会長(現任)
2017年 4月 公益財団法人キューピーみらいたまご財団
理事長(現任)
2017年12月 富士製薬工業株式会社 社外取締役(現任)
2018年 6月 亀田製菓株式会社 社外取締役(現任)
2018年 6月 当社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由

三宅峰三郎氏は、事業会社における経営者として、グループガバナンスの強化や事業ポートフォリオを意識した積極投資とモニタリングにより企業の成長を牽引するなど、企業経営に関する広範かつ豊富な経験と実績を有し、これらの経験と実績に基づき、社外取締役および独立役員として一般株主保護の観点から積極的に発言を行っております。

今後は、監査等委員である社外取締役としての立場から当社の経営に参画いただくことで、監査の実効性の確保ならびに当社の意思決定の健全性、適正性の確保と透明性の向上に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

三宅峰三郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

■ 独立性に関する事項

三宅峰三郎氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定および当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員として届け出ております。

株主の皆様へ

激変する車社会の中で、技術の進歩や環境の変化への対応力と「オートバックスチェーン経営理念」に沿った企業経営全般の品質向上の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行ってまいります。

また、社外取締役として初年度を経験し、オートバックスグループの良さを取り組むべき課題がいくつか見えてまいりました。これらの課題に対し、中長期の視点から経営陣と議論し、外部の目線で責務を果たしてまいります。

第3号議案及び第4号議案に共通するご参考事項

(取締役候補者の指名にあたっての方針と手続き)

当社の取締役は、オートバックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者としております。また、社内取締役候補者は、当社の事業に精通している者とし、社外取締役候補者は、企業の経営経験や、法令、金融、ガバナンス、リスクマネジメント等、専門知識や経験を備え、かつ、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定および当社が定める独立性の要件を満たす者としております。

当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし社外取締役全員と代表取締役で構成するガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者を同委員会に諮問し、その答申を受けたくうえで、取締役会にて選定しております。

社外取締役の独立性要件

当社の独立役員とは、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役であるとともに、以下の独立性要件を満たす者をいう。

なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

- 1** 当社および当社の関係会社（以下、併せてオートバックスセブングループという）ならびに特定の企業等と、次に挙げる利害関係をもたないこと。
 - (1) 当事業年度を含む最近3年間に、オートバックスセブングループから1会計年度あたり1千万円を超える報酬（当社からの役員報酬を除く）、その他の財産を受け取っていないこと。
 - (2) 当事業年度を含む最近3年間に、オートバックスセブングループの監査を担当した監査法人に所属していないこと。
 - (3) 以下の企業等（持株会社を含む）の取締役、執行役（員）、部長などの重要な業務執行者（以下、総称して業務執行取締役等）として従事していないこと。
 - ① 当事業年度を含む最近3年間のいずれかにおいて、オートバックスセブングループとの業務、取引の対価の支払額または受取額が、1会計年度あたり、当社あるいは相手先の売上高^{注1}の2%以上となる顧客、取引先^{注2}
 - ② 当事業年度を含む最近3年間に、オートバックスセブングループの資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者
 - ③ 当事業年度を含む最近5年間に、当社の大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）である企業等
 - ④ オートバックスセブングループが現在大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）となっている企業等
 - ⑤ オートバックスセブングループと現在取締役の相互兼任（株式の持合いによる取締役の相互派遣）の関係を有する企業等
- 2** 当事業年度を含む最近5年間の、オートバックスセブングループの業務執行取締役等の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。
- 3** 第1項に該当する者の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。
- 4** 独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

(注1)「営業収益」など売上高に該当する勘定科目を含む。また、連結会計制度の適用を受けている会社は連結売上高とする。

(注2) 1－(2)以外の監査法人、弁護士事務所、およびコンサルタント会社などを含む。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬限度枠を改め、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、本議案のとおりといたしたく存じます。

当社の取締役の報酬額については、2006年6月28日開催の第59期定時株主総会において、年額480百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後、コーポレート・ガバナンス体制の強化の一環として取締役の員数をスリム化する一方で、事業ドメインの拡大や管掌の拡張に伴い、業務執行に係る権限および責任が少数の社内取締役に集中し、その職責は重くなりました。

これを受け、固定報酬と業績連動報酬からなる社内取締役の金銭報酬のうち、業績連動報酬の比率を高めるとともに、目標達成に応じた支給率の変動幅を増幅することで、成果に報いることのできる報酬体系への見直しを行ってまいりました。

また、今後、事業ポートフォリオを再構築し、新たな事業ドメインへの進出や事業規模拡大により経営リスクの多様化や増大等も想定されるところ、社内取締役に、より高度な経営判断が求められることになるため、今後の事業計画の目標達成状況に応じ、ふさわしい水準の業績連動型報酬を支給できるようにして、社内取締役の業績向上に対する貢献意欲を一層高めることといたしたく存じます。

一方、社外取締役に対しては、従来同様に、固定報酬のみを他社の報酬水準等を勘案して支給してまいります。

つきましては、現行の報酬支給限度額を基礎とし、以上の事情のほか昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬の支給限度額を、引き続き、年額480百万円以内（うち、社外取締役年額50百万円以内）といたしたく存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

各取締役の報酬につきましては、上記の報酬額の範囲内で、取締役の諮問機関であるガバナンス委員会（社外取締役を委員長とし社外取締役全員と代表取締役にて構成）における審議・答申を経て、取締役会で決定いたします。

現在の監査役会設置会社における取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

このほか、取締役に対する株式報酬については、別途、第7号議案にて付議しております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

監査等委員である取締役は、監査業務を行うとともに、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行うなどの職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。

つきましては、監査等委員である取締役に対する金銭報酬の支給限度額を、年額120百万円以内といたしたく存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時から監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する報酬は、基本報酬である固定報酬および年次インセンティブである業績連動報酬より構成されておりますが、監査等委員会設置会社移行後も基本的にこの考え方を引き継ぎ、また取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬の支給限度額は、第5号議案でご提案しているとおりであります。

今般、当社は、これまでとは別に、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に株式の長期保有を促すことで、中長期的な業績向上と企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで、中長期的な視野に立った経営を行うためのインセンティブを付与することを目的とし、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の監査役会設置会社における取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、(下記(5)「業績達成により譲渡制限を解除する条件」を本割当株式に含める場合には、下記(5)において定めた条件を踏まえて)合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間（下記(5)「業績達成により譲渡制限を解除する条件」を本割当株式に含める場合には、下記(5)において定めた条件）を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 業績達成により譲渡制限を解除する条件

当社は、必要に応じて、当社の取締役会において予め設定した業績条件を達成した場合、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する、と定めるものとする。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

添付書類

第72期 事業報告 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

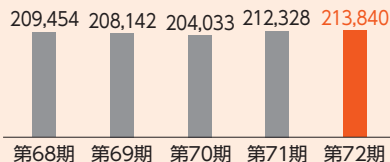
1 当社グループの現況

(1) 財産および損益の状況

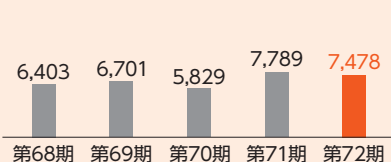
区分		第68期 2014年4月1日から 2015年3月31日まで	第69期 2015年4月1日から 2016年3月31日まで	第70期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第71期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第72期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	(百万円)	209,454	208,142	204,033	212,328	213,840
営業利益	(百万円)	6,403	6,701	5,829	7,789	7,478
経常利益	(百万円)	8,250	7,780	7,120	8,226	8,203
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,609	4,371	3,015	5,403	5,485
1株当たり当期純利益	(円)	52.83	51.60	36.00	65.49	66.58
総資産	(百万円)	186,531	180,454	176,708	187,354	181,391
純資産	(百万円)	138,553	131,747	127,392	127,352	124,187
自己資本比率	(%)	74.2	72.8	71.9	67.7	68.1
自己資本当期純利益率[ROE]	(%)	3.3	3.2	2.3	4.3	4.4
連結配当性向	(%)	113.6	116.3	166.7	91.6	90.1 (予定)

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る総資産の金額および自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した後の金額および比率となっております。
2. 従来、営業外収益および営業外費用で表示しておりましたクレジット関連事業等の収益および費用は、当連結会計年度より売上高、売上原価および販売費及び一般管理費に含めて表示することに変更しております。これに伴い、前連結会計年度に係る売上高および営業利益の金額については、当該表示方法の変更を反映した組み替え後の金額となっております。

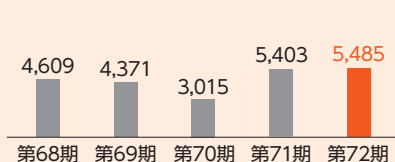
売上高 (百万円)



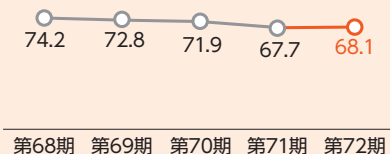
営業利益 (百万円)



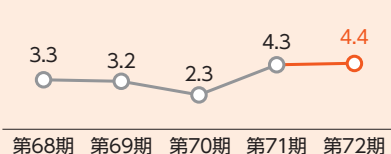
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



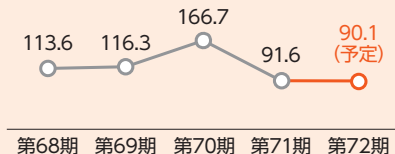
自己資本比率 (%)



自己資本当期純利益率[ROE] (%)



連結配当性向 (%)



(2) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題

① 経営方針

当社は、クルマが便利に、快適に、安全にそして楽しく利用できるシーンを提案し、一人一人のお客様に最適な商品を最適な形で提供することにより、豊かで健全な車社会の創造に寄与し続けることが、当社およびフランチャイズチェーン加盟法人を含むオートバックスチェーンの使命であります。この考えを「オートバックスチェーン経営理念」としてまとめ、お客様、フランチャイズチェーン加盟法人、従業員、取引先、株主、社会などのステークホルダーに対して、継続的な価値の提供に努めております。

オートバックスチェーン経営理念

オートバックスは、常にお客様に最適なカーライフを提案し、
豊かで健全な車社会を創造することを使命とします。

また、当社は2018年1月に、株式会社オートバックスセブンのビジョン「2050未来共創」を掲げました。当社は創業から70余年、常にクルマ社会の発展とお客様のカーライフを豊かにするために活動してまいりました。これから先、技術の進展や人びとの価値観の変化により、クルマはもちろんのこと、社会や私たちの暮らしも変わっていきます。その変化にグループ社員全員が力を合わせて対応し、2050年を目指し、引き続き豊かで健全なクルマ社会の創造に貢献していきたいという願いが込められています。

オートバックスセブン ビジョン

2050 未来共創

社会・クルマ・人のくらしと向き合い、
明るく元気な未来をつくります。

私たちの元気の源泉は、お客様の声。

一日一日を積み重ね、個人も企業も成長し、輝きつづけます。

② 経営環境

当社グループは国内外における自動車用品の販売や取付・整備などのサービス、中古車・新車の販売を行っております。国内の自動車用品市場（カーアフター市場）は、1990年代後半をピークに市場規模が縮小する傾向にあります。この市場の継続的な減少の要因は、以下のような事項を挙げることができます。

- ・新車販売時におけるカー用品の標準装備化の進行
- ・自動車の小型化や性能向上に伴うカー用品の交換サイクルの長期化、単価の下落
- ・カーナビゲーションのスマートフォンアプリなどによる代替
- ・消費に対する嗜好の多様化に伴うカースポーツ用品などの市場縮小 など

また、この市場は今後、自動車の電子化、シェアリングサービスなど新たな市場の拡大、電気自動車の普及、自動運転の開発といったメガトレンドや、同業他社やディーラー、ネット販売関連企業など異業種との競争激化、少子高齢化による顧客構成の変化、ニーズの多様化など、今後も大きくまた急速に変化するものと予想されます。

なお、自動車用品小売業協会（APARA）発表の2018年4月から2019年3月までの協会加盟企業4社の店舗売上高合計は、4,016億44百万円で、前年比0.2%増加いたしました。

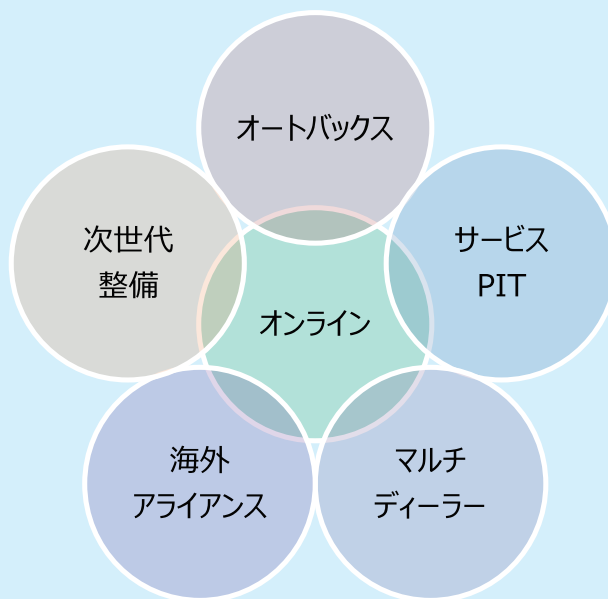
2018年の自動車整備に関わる総売上（市場）^{※1}は、5兆5,295億円（前年比0.8%増加）、中古車登録台数（普通自動車・小型乗用車および軽自動車）^{※2}は前年並みの約580万台であり、比較的安定的で、市場規模としてもカー用品市場以上の規模であります。

※1 日本自動車整備振興会連合会 発表 ※2 日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会 発表

③ 対処すべき課題

2017年5月に「2017中期経営計画」を策定し、連結ROE7%、連結営業利益120億円を経営目標として掲げ、国内オートバックス事業の再生と新たな事業の育成に注力してまいりました。この2年間において、商品の開発や新業態の実験を推進するとともに、オートバックス店舗の収益性向上を実現いたしました。しかしながら、今後の事業環境を考慮すると、現状の計画では将来にわたって収益を高めていくことは難しいと判断いたしました結果、「2017中期経営計画」を取り下げ、新たに5年間の当社グループの方向性を示す「5ヵ年ローリングプラン2019」を策定いたしました。

お客様がクルマを利用するシーンに合ったサービスを提供するため、「オートボックスチェーンネットワーク」、「海外におけるアライアンスネットワーク」、「マルチディーラーネットワーク」、「最適なサービスを提供するピットネットワーク」、「次世代技術に対応する整備ネットワーク」、そして「お客様とのリレーションを高めるオンラインネットワーク」といった6つのネットワークの確立と連携により、中長期的な成長を実現いたします。



これら6つのネットワークの確立およびネットワーク間の連携に注力する一方、事業基盤の整備にも努めてまいります。国内オートボックス事業における経営資源の最適化や小売収益の拡大、実験業態店舗の見直しや海外小売事業の縮小、IT基盤や物流基盤の再構築を図ってまいります。

また、監査等委員会設置会社への移行による事業推進体制の向上とモニタリングの強化、株式報酬の導入など、戦略推進の実効性とスピードを高める仕組みの導入や体制の構築にも引き続き努めてまいります。

財務戦略といたしましては、成長戦略の推進により営業キャッシュ・フローを拡大し、積極的な投資および十分な株主還元強化を実施してまいります。株主還元では計画期間である5年間の累計総還元性向を100%とし、安定的かつ機動的な株主還元を図ってまいります。

(3) 経営者による財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度より、経営資源の配分および業績評価に関して、5つの事業に変更いたしました。報告セグメントとしては、各事業の性質と規模を考慮し、「国内オートバックス事業」「海外事業」「ディーラー・BtoB・ネット事業」の3つに区分いたしました。

前連結会計年度において営業外収益および営業外費用で表示しておりましたクレジット関連事業等の収益および費用は、営業活動の拡大を行うこととなったため、売上高、売上原価および販売費及び一般管理費に含めて表示することとし、従来、「その他」として表示していた事業区分に含め、新たに「その他の事業」として報告セグメントに追加し、4区分といたしました。

また、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、以下の文中における数値および前期比ならびに前連結会計年度末比は、これらの変更後のものに基づき、記載しております。

① 連結損益状況

売上高、売上総利益

当社グループの当連結会計年度における売上高は、前期比0.7%増加の2,138億40百万円、売上総利益は前期比0.6%減少の675億81百万円となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は前期比0.1%減少の601億2百万円、営業利益は前期比4.0%減少の74億78百万円となりました。

国内でオートバックスチェーンの店舗を運営する連結対象子会社の事業譲渡に伴い、販売費及び一般管理費は全体として減少いたしました。当該事業譲渡の対象となった子会社の前連結会計年度における販売費及び一般管理費の合計額は16億89百万円であります。それ以外の要因といたしましては、タイヤや車検に関わる広告宣伝や店舗リノベーションに関する費用の増加、オートバックスチェーンのITシステムに関わる減価償却費の減少などが挙げられます。

営業外収益、営業外費用、経常利益

営業外収益は、前期比4.2%増加の23億90百万円となりました。営業外費用は前連結会計年度にロジスティクスセンターの設備に関わる固定資産除却損が発生したことなどにより、前期比10.2%減少の16億65百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比0.3%減少の82億3百万円となりました。

特別利益、特別損失

特別利益は、災害に関わる受取保険金9億29百万円、投資有価証券売却益4億74百万円を計上いたしました。特別損失は災害による損失や子会社統合による特別退職金、輸入車ディーラーにおける減損損失など18億52百万円を計上いたしました。

法人税等合計

当連結会計年度の法人税等は前期比5億79百万円減少の22億89百万円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益の減少に伴い法人税、住民税及び事業税が減少したことによるものです。

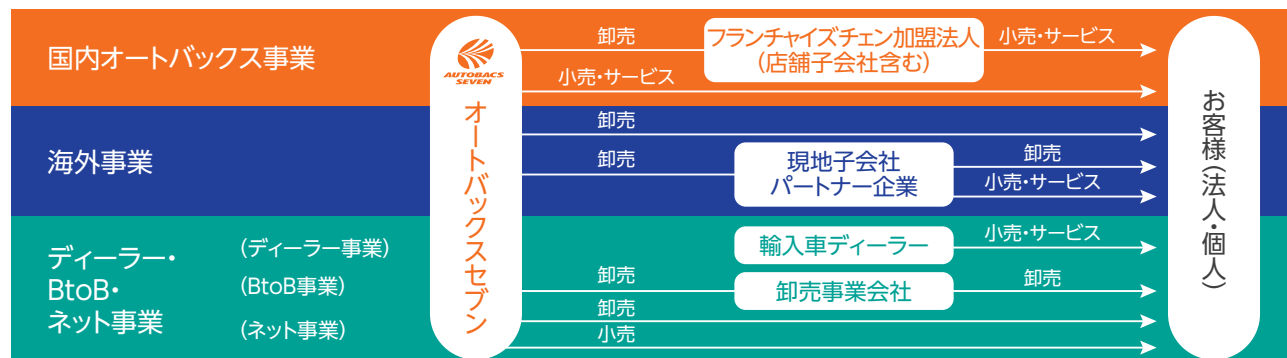
親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比1.5%増加の54億85百万円となりました。

1株当たり当期純利益は66.58円となりました。また、売上高当期純利益率は前連結会計年度の2.5%から2.6%、自己資本当期純利益率(ROE)は前連結会計年度の4.3%から4.4%へと、それぞれ改善いたしました。

② セグメントごとの経営成績

当社グループ報告セグメントの概要



セグメントごとの売上高、利益

(単位: 百万円)

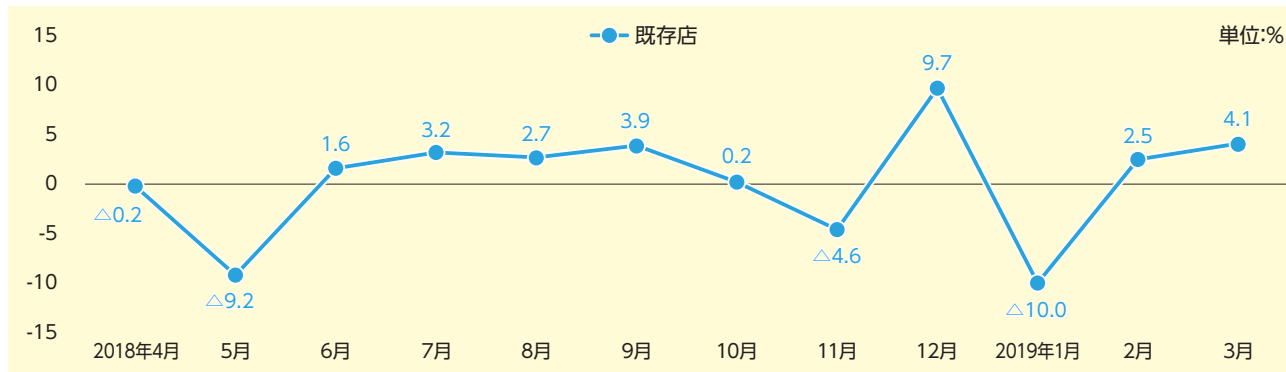
	報告セグメント				合計	調整額	連結損益 計算書 計上額
	国内オート ボックス事業	海外事業	ディーラー・ BtoB・ ネット事業	その他の 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	177,802	10,927	23,451	1,659	213,840	-	213,840
前年比 (%)	△ 0.9%	19.3%	6.3%	△ 1.5%	0.7%	-	0.7%
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,258	290	6,577	548	8,674	△ 8,674	-
計	179,060	11,217	30,028	2,207	222,514	△ 8,674	213,840
前年比 (%)	△ 1.2%	18.0%	5.6%	△ 6.1%	0.5%	-	0.7%
セグメント利益又は損失 (△)	14,869	△ 783	△ 1,076	428	13,437	△ 5,958	7,478
前年比 (%)	△ 6.2%	-	-	△ 1.4%	△ 9.9%	-	△ 4.0%

■ 国内オートバックス事業

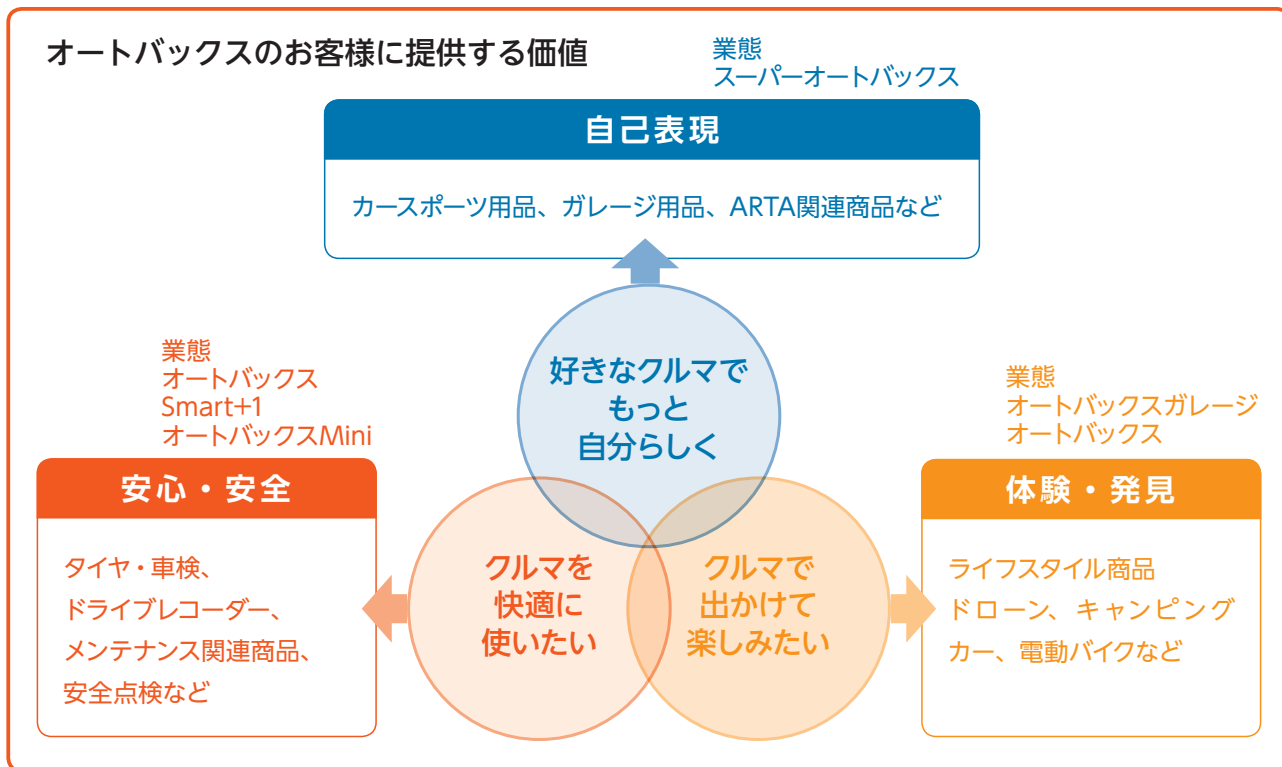
国内オートバックス事業の売上高は、前連結会計年度においてオートバックスチェーンの店舗を運営する当社連結対象子会社の事業をフランチャイズチェーン加盟法人に譲渡したことなどにより、前期比1.2%減少の1,790億60百万円となりました。売上総利益は、連結対象子会社の事業譲渡に伴う減少もあり、前期比2.7%減少の554億33百万円となりました。販売費及び一般管理費は、店舗リノベーションや販売促進などに関わる経費が増加した一方で、連結対象子会社の事業譲渡に伴う減少により、前期比1.3%減少の405億64百万円となりました。この結果、セグメント利益は前期比6.2%減少の148億69百万円となりました。

営業の状況といたしましては、当連結会計年度における日本国内のオートバックスチェーン(フランチャイズチェーン加盟法人店舗を含む)の全業態の売上高は、前期比で既存店、全店ともに0.5%の増加となりました。

オートバックスチェーン店舗の既存店売上高前年比の推移(月別)



国内オートバックスチェーンでは、「2017中期経営計画」において、お客様にとって「プロフェッショナルでフレンドリーな存在」になるために、自動車に関わる新しいマーケットを創造することに注力してまいりました。お客様の「クルマを快適に使いたい」というニーズに対する安心・安全という価値の提供、「クルマで出かけて楽しみたい」というニーズに対して、クルマを使って楽しむアウトドアなどのシーンにおける体験・発見という価値の提供、「好きなクルマでもっと自分らしく」というニーズに対して、クルマを通じた自己表現や、自己の満足度を高める商品、サービスを提供してまいりました。



タイヤに関しては、プライベートブランドを中心とする低価格帯商品の好調に加え、全国的な冷え込みに伴いスタッドレスタイヤの需要が増加したものの、2018年1月に関東を中心とした降雪があったことが影響し、前年割れとなりました。一方で、カーエレクトロニクスにおいては、お客様の認知度と運転時の安全に対する意識の高まりに伴い、店舗での品揃えと販売体制を強化したことにより、ドライブレコーダーが好調に推移いたしました。さらに、プライベートブランド「AQ. (オートバックスオリティィ.)」やクルマに関わるライフスタイルを提案するブランド「JKM (ジェイケーエム)」「GORDON MILLER (ゴードンミラー)」のラインアップを拡大し、店舗における商品の魅力度向上に努めました。

また、店舗での接客状況の分析に基づき、売場における人員配置や従業員の時間管理など店舗オペレーションの改善を進めるとともに、売場やピットなど、既存店のリノベーションを進めました。

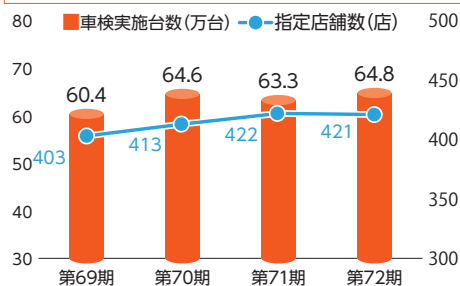
車検・整備は、車検を受けていただいたお客様向けのサービス「安心3つ星補償」で他社との差別化を図り、次回車検予約獲得の推進、15分受け入れ点検などのピットオペレーションの改革を進めました。さらに「プロフェッショナルでフレンドリーな存在」の象徴として、実際の店舗で働く整備士の中から「AUTOBACS GUYS(オートバックスガイズ)2018」を選出し、テレビCMや店頭における宣伝活動を展開いたしました。2018年8月までは国内の車検対象台数が少ない事業環境だったものの、9月以降は増加してきたこともあり、車検実施台数は前期比2.3%増加の約64万8,000台となりました。

車買取・販売は、中古車の買取強化とカーズ加盟店のコスト削減のため、2018年3月末にカーズフランチャイズチェーン契約内容の見直しを行いました。さらに、収益性の低い5店舗を閉店し、営業活動を集中強化いたしました。また、当期より車買取事業を当セグメントへ移管いたしました。これらの結果、国内オートバックス事業における総販売台数は前期比5.2%増加の約31,000台となりました。

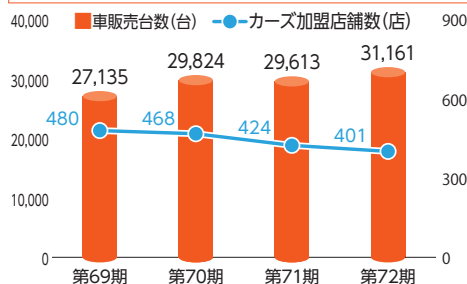
出店といたしましては、日本初のクルマを通じたライフスタイルショップ「JACK & MARIE (ジャックアンドマリー)」の2号店として、2018年9月に「JACK & MARIE ららぽーと名古屋みなとアクルス」を出店し、さらに2018年11月には「JACK & MARIE 横浜ランドマークプラザ」「JACK & MARIE MARK IS 福岡ももち」をオープンし、リアル店舗は計4店舗となりました。

さらに、2018年11月には当社グループの旗艦店である「スーパーオートバックス東京ベイ東雲」をリニューアルし、クルマと共に過ごす居心地の良い空間や、ライフスタイル別の提案により、新たな発見・体験をお客様に提供する「A PIT AUTOBACS SHINONOME」として新たにオープンいたしました。

車検実施台数と指定店舗数



車販売台数*とカーズ加盟店舗数の推移



* オートバックスチェーン全店における販売台数

国内出退店実績

単位：店

	2018年3月末 店舗数	新店	退店	2019年3月末 店舗数
オートバックス	497	2	△ 6	493
スーパーオートバックス	74	—	—	74
オートバックスセコハン市場	8	—	△ 1	7
オートバックスエクスプレス	11	—	—	11
オートバックスカーズ	13	—	△ 5	8
国内計	603	2	△ 12	593

ご参考 オートバックスチェーンの業態

オートバックス



位置付け	標準型店舗
1店舗当たり年間売上	約3.3億円
売場面積	400m ² ~
商圏	5km前後

スーパーオートバックス (Type I)



位置付け	大型店舗 (フラッグシップ店)
1店舗当たり年間売上	約15.5億円
売場面積	1,650m ² ~
商圏	20km前後

スーパーオートバックス (Type II)



位置付け	大型店舗
1店舗当たり年間売上	約7.6億円
売場面積	990m ² ~
商圏	10km前後

オートバックスセコハン市場



オートバックスチェーン店舗で下取りした中古カー用品やアウトレット商品の買取及び販売の専門店

オートバックスエクスプレス



ガソリンスタンド型の店舗。ドライバーとの接点の多いガソリンスタンドを起点に近隣のオートバックス店舗へ送客するなど、新たな顧客層を開拓

オートバックスカーズ



中古車の買取・販売、新車の販売を行う業態および来店・出張での車の査定・買取に特化した業態。車の買取に特化した店舗は都市部を中心に开店

ご参考 新業態のご紹介



A PIT AUTOBACS SHINONOME

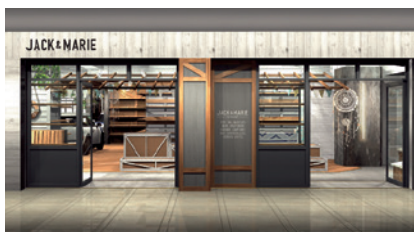


2018年11月23日リニューアルオープン。「クルマもヒトもピットイン」をコンセプトに、クルマに関わる安心・安全はもちろん、クルマと共に過ごす居心地の良い空間を演出しています。クルマに関するあらゆるコトが新たに発見・体験できる売場では、クルマ好きにはもっとワクワクする楽しさを提供するとともに、BOOK & CAFEスタイルを導入することで、同乗する家族や友人といった幅広い世代の方々が一緒に楽しめる店舗を目指しています。



JACK & MARIE

ららぽーと名古屋みなとアクルス
2018年9月28日オープン



JACK & MARIE

横浜ランドマークプラザ
2018年11月8日オープン



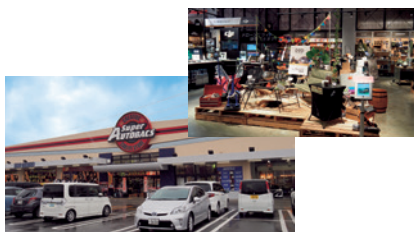
JACK & MARIE

MARK IS 福岡ももち
2018年11月21日オープン



Smart+1

宇都宮店
2018年9月7日オープン



スーパーオートバックス富山南

2018年9月1日
リニューアルオープン



スーパーオートバックス盛岡南

2018年10月19日
リニューアルオープン

■ 海外事業

海外事業における売上高は112億17百万円（前期比18.0%増加）、セグメント損失は7億83百万円（前期は5億37百万円のセグメント損失）となりました。

小売・サービス事業として、フランスにおいては、フランチャイズチェーン加盟法人店舗の現地子会社による直営化により売上は増加したものの、天候不順やデモなどの政治不安の影響で既存店の収益が悪化し、営業損失が拡大いたしました。タイにおいては、前期に引き続きPTGグループのガソリンスタンドモールへの小型店の積極的な出店により、売上が増加いたしました。シンガポールにおいては、カーシェアリング車両に対するメンテナンスサービスは順調だったものの、店舗におけるサービス売上が低調だったことなどにより収益が減少いたしました。

卸売事業においては、各地域において商品開発を進める一方、国を越えて販路を拡大しつつあります。中国においては、事業拡大に向けた経費が増加したものの、中国国内外においてカー用品卸売が伸長したことにより営業利益が改善し、黒字となりました。さらにロシアへの海外向けプライベートブランドのオイル販売に加え、アセアン地域で現地ハイパーマーケットなどへのカー用品の卸売が増加いたしました。また、2018年10月にオーストラリアにおいて、株式取得によりAudioXtra Pty Ltd.を新たに連結対象子会社とし、さらなる海外卸売事業における収益拡大に努めました。

海外における出退店は、新規出店が9店舗、退店が4店舗あり、合計46店舗となりました。

海外店舗数（2019年3月末現在）

単位：店

フランス	タイ	シンガポール	台湾	マレーシア	インドネシア	フィリピン	合計
11	15	3	7	4	3	3	46

■ ディーラー・BtoB・ネット事業

ディーラー・BtoB・ネット事業における売上高は300億28百万円（前期比5.6%増加）、セグメント損失は10億76百万円（前期は8億42百万円のセグメント損失）となりました。

輸入車ディーラー事業は、各拠点の営業体制を強化し、営業活動に注力いたしました。さらに、2017年11月に東京都練馬区に2拠点、2018年8月に東京都杉並区に1拠点増えたことにより、売上が増加いたしました。また、2019年4月に輸入車ディーラー事業を統括する株式会社オートボックス・ディーラーグループ・ホールディングスを新たに設立し、今後の収益拡大に向けた体制整備を行いました。

BtoB事業は、オイル原価と物流コストが高騰するなど厳しい環境が続いているものの、オイル卸売において値上げを実施したことや、第2四半期に設立した株式会社CAPスタイルによるプライベートブランド商品のラインアップの強化など経営統合の効果があらわれ、収益体質が改善しつつあります。

ネット事業は、品揃え、チャネル、プロモーションなどの再構築に取り組んでおり、外部モールを3チャネルから1チャネルに集中させ、効率化を進めるとともに、自社サイトのリニューアルに向けた準備を進めました。また、BtoB事業向けのインターネット販売のプラットフォームを構築し、新たなBtoBビジネスへのスタートを切りました。

■ その他の事業

その他の事業における売上高は22億7百万円（前期比6.1%減少）、セグメント利益は4億28百万円（前期比1.4%減少）となりました。主に保険に関わる手数料収入の減少によるものです。

③ 連結貸借対照表の各項目の状況

流動資産

流動資産は、前連結会計年度末に比べ38億37百万円減少し1,078億57百万円となりました。主に自己株式の取得による支出などにより現金及び預金が減少いたしました。

有形固定資産、無形固定資産

有形固定資産は、前連結会計年度末に比べ1億36百万円減少し410億90百万円となりました。主に国内店舗子会社の事業譲渡に伴う土地の売却によるものです。

無形固定資産は、前連結会計年度末に比べ13百万円減少し60億36百万円となりました。主にソフトウェアの償却によるものです。

投資その他の資産

投資その他の資産は、前連結会計年度末に比べ19億75百万円減少し264億5百万円となりました。事業投資に伴い関係会社株式が増加した一方、投資有価証券の売却に伴う減少などによるものです。

流動負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べ20億21百万円減少し、444億4百万円となりました。主に未払法人税等の減少によるものです。

固定負債

固定負債は、前連結会計年度末に比べ7億76百万円減少し、127億99百万円となりました。主に銀行からの借入による長期借入金の減少によるものです。

純資産合計

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ31億65百万円減少し、1,241億87百万円となりました。主に自己株式の取得による減少などによるものです。

資産合計／負債純資産合計

資産合計、負債純資産合計は、前連結会計年度末に比べ59億63百万円減少し、1,813億91百万円となりました。

④ 連結キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動による資金の獲得44億47百万円、投資活動による資金の支出30億78百万円、財務活動による資金の支出98億76百万円などにより前連結会計年度末に比べ85億18百万円減少し、305億31百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な増減要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が前連結会計年度に比べ5億円減少したことに加え、法人税等の支払額が37億88百万円増加したことなどにより前連結会計年度に比べ119億47百万円収入が減少し、44億47百万円の資金獲得となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社株式の取得による支出が19億7百万円減少した一方で、投資有価証券の売却による収入が18億29百万円減少したことなどにより前連結会計年度に比べ1億62百万円支出が増加し、30億78百万円の資金支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出が29億14百万円増加したことなどにより前連結会計年度に比べ40億35百万円支出が増加し、98億76百万円の資金支出となりました。

利益配当

当連結会計年度末の利益配当につきましては、利益還元に対する方針に沿って1株当たり30円を予定しております。その結果、年間配当につきましては60円を予定しております。なお、連結配当性向は90.1%となります。

来期の配当につきましては、中間配当で1株当たり30円、期末配当で1株当たり30円、年間で60円を計画しております。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主にA PIT AUTOBACS SHINONOMEのリニューアル、輸入車ディーラー店舗のロケーション並びにJACK & MARIEなどの新規出店に係る建物および構築物の取得のほか、次期情報基盤の構築などの情報システム投資その他に対し総額46億18百万円の設備投資を実施いたしました。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループ全体として運転資金需要等に対する借り換え等による資金調達を行いました。なお当連結会計年度末の短期借入金および長期借入金の残高が17億30百万円減少した主な要因はグループ内融資の借り換えによるものです。

(6) 当社グループの主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、カー用品等の国内外への卸売・小売販売、ネット販売、車の買取・販売、車検・整備および輸入車ディーラーを行うほかに、オートバックスグループへの店舗設備のリースおよびクレジット関連事業等を行っております。

当社グループの事業内容とセグメントの位置づけは次のとおりであります。

セグメント	主要な事業内容
国内オートバックス事業	国内のフランチャイズチェーン加盟法人等に対してタイヤ・ホイールおよびカーエレクトロニクスなどのカー用品等を卸売するほか、店舗設備のリースを行っております。また主に国内の一般消費者に対してカー用品等の販売、取付サービス、車の整備、車検および車の買取・販売を行っております。主要な店舗ブランド名といたしましては、オートバックス、スーパーオートバックス、オートバックスセコハン市場、オートバックスカーズであります。
海外事業	主に国外の一般消費者に対してカー用品等の販売、取付サービス、車の整備を行っております。また主に国外のフランチャイズチェーン加盟法人や小売業者などにカー用品等の輸出販売を行っております。
ディーラー・BtoB・ネット事業	主に国内の一般消費者に対して輸入車の販売およびサービスを行っております。また国内のホームセンター等にカー用品などを卸売するほかに、自社サイトや公式アプリは実店舗と連携してカー用品等を提供しております。
その他の事業	主に子会社が、クレジット関連事業、保険代理店、国内のフランチャイズチェーン加盟店での個別信用購入あっせん、提携カードの発行などを行うほか、同加盟法人等に備品等のリースを行っております。

(7) 当社の主要な事業所 (2019年3月31日現在)

本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
東日本営業本部	千葉県市川市
西日本営業本部	大阪市北区
流通センター	東日本ロジスティクスセンター 千葉県市川市
	西日本ロジスティクスセンター 兵庫県三木市

(8) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社オートバックス京葉	千葉県市川市	100百万円	90.0%	カー用品小売業
オートバックスフランスS.A.S.	フランスピエールレー	35,300千ユーロ	100.0%	カー用品小売業
株式会社オートバックス フィナンシャルサービス	東京都江東区	15百万円	100.0%	リース業
株式会社アウトプラッツ	東京都豊島区	100百万円	100.0%	輸入車販売
株式会社CAPスタイル	東京都大田区	100百万円	100.0%	カー用品卸売業

(注) 株式会社アウトプラッツは、2019年4月1日付で設立した100%子会社の株式会社オートバックス・ディーラーグループ・ホールディングスの100%子会社となっております。

(9) 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ピューマ	富山県射水市	33百万円	32.5%	カー用品小売業
株式会社バッファロー	埼玉県川口市	586百万円	22.3%	カー用品小売業
株式会社北日本オートボックス	札幌市豊平区	100百万円	34.0%	カー用品小売業

(10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

当社グループの従業員の状況

(単位：名)

セグメントの名称	第71期 従業員数	第72期 従業員数	前連結会計年度比 増減
国内オートボックス事業	2,711 (610)	2,844 (648)	133 (38)
海外事業	697 (1)	751 (28)	54 (27)
ディーラー・BtoB・ネット事業	397 (41)	375 (44)	△22 (3)
その他の事業	32 (0)	37 (0)	5 (0)
報告セグメント計	3,837 (652)	4,007 (720)	170 (68)
全社 (共通)	172 (25)	164 (27)	△8 (2)
合計	4,009 (677)	4,171 (747)	162 (70)

- (注) 1.従業員数は就業人員であり、出向者は除いております。
2.臨時雇用者数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。
3.全社 (共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先および借入額 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
ピー・エム・ダブリュー・ジャパン・ファイナンス株式会社	1,772
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	500

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

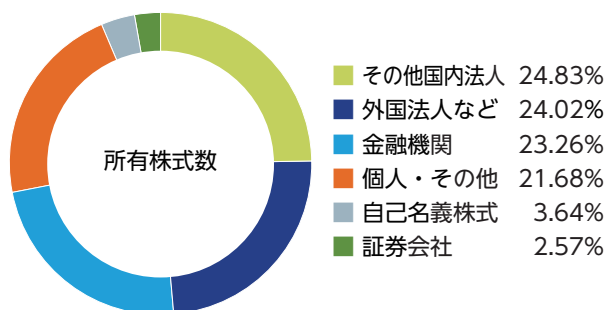
該当事項はありません。

2 会社の状況

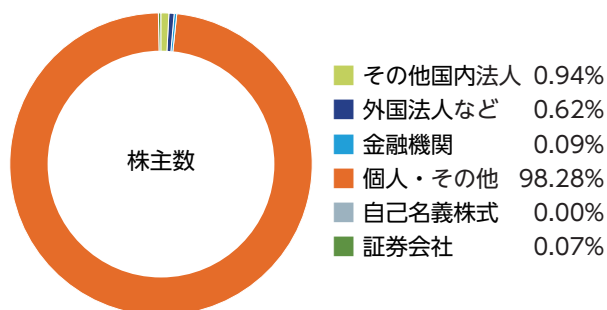
(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 328,206,900株
 ②発行済株式の総数 84,050,105株 (自己株式3,062,492株含む)
 ③株主数 43,033名

所有株式数別分布状況



所有者属性別分布状況



④大株主の状況 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,731	5.84
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) リ シルチェスター インターナショナル インベスターズ インターナショナル バリュエー エクイティー トラスト	4,374	5.40
株式会社スミノホールディングス	4,243	5.23
公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団	3,990	4.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,266	4.03
株式会社Kホールディングス	2,750	3.39
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	2,316	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口8 2 0 0 7 9 2 5 2)	1,800	2.22
フォアマン協栄株式会社	1,560	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,533	1.89

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

2. 持株数は千株未満を、また、持株比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

3. シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、金融商品取引法第27条の25第1項に基づき、以下表のとおりに変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては2019年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

変更報告書（大量保有報告書）の概要

変更報告書No.	提出日	保有株式数（千株）	保有割合（％）
No.21	2019年02月13日	11,681	13.90
No.22	2019年03月08日	10,817	12.87
No.23	2019年03月28日	9,968	11.86

※各保有割合は、各時点における発行済株式総数を分母に算出しております。

※保有株式数は千株未満を切り捨てて表示し、また、保有割合は小数点第3位以下を、四捨五入で表示しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

a. 自己株式の取得、処分等および保有

（単位：株）

前事業年度末における保有自己株式		1,506,659 …①
取得	単元未満株式の買取による取得	833 …②
	会社法第165条第3項の規定により読み替えて 適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得	(取得価額の総額 1,559千円)
		1,555,000 …③
		(取得価額の総額 2,911,869千円)
当事業年度末における保有自己株式		3,062,492 (①+②+③)

b. 主要株主について

前記のとおり、2014年4月17日付で、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーより大量保有報告書の【変更報告書No.12】が関東財務局に提出されたため、当該報告書に基づき、同社が当社の主要株主となり、株主名簿上の確認はできないものの同社が実質的に大株主順位1位となったことで、当社の主要株主である筆頭株主に異動があった旨の適時開示を行っております。また、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、当社の主要株主の異動に係る臨時報告書を提出しております。

⑥新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況ならびに重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況	兼職の内容
代表取締役	小林 喜夫巳	社長執行役員 オートボックスチェン本部長	—
取締役	松村 晃行	専務執行役員 BtoB事業・ディーラー事業担当	—
取締役	平田 功	専務執行役員 コーポレート担当	—
取締役	熊倉 栄一	常務執行役員 西日本営業本部担当	—
取締役	堀井 勇吾	常務執行役員 社長室・事業企画担当 兼 オートボックス事業企画担当	—
取締役	小田村 初男	株式会社タイトー	顧問
		ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社	マネージング・ ディレクター 取締役
取締役	高山 与志子	特定非営利活動法人日本コーポレート・ ガバナンス・ネットワーク	理事
		金融庁・株式会社東京証券取引所 スチュワードシップ・コードおよび コーポレートガバナンス・コードの フォローアップ会議	委員
		ボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社	代表取締役
		株式会社中島董商店	取締役会長
取締役	三宅 峰三郎	一般財団法人キューピーみらいたまご財団	理事長
		富士製薬工業株式会社	社外取締役
		亀田製菓株式会社	社外取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況	兼職の内容
常勤監査役	住野 耕三	—	—
常勤監査役	掛貝 幸男	—	—
		アンダーソン・毛利・友常法律事務所	パートナー弁護士
		ムーディーズ・ジャパン株式会社	独立監督委員
監査役	池永 朝昭	—	—
		ムーディーズS F ジャパン株式会社	独立監督委員
		一般社団法人 日本資金決済業協会	理事
		みずほ証券株式会社 業務監査委員会	外部委員
監査役	坂倉 裕司	—	—
		リレーションズJAPAN株式会社	代表取締役
		株式会社UKCホールディングス	社外取締役 (監査等委員)

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 取締役
 - 2018年6月21日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、島崎憲明氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- (2) 監査役
 - 2018年6月21日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、清原敏樹氏は監査役を辞任いたしました。
2. 取締役のうち小田村初男、高山与志子および三宅峰三郎の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち掛貝幸男、池永朝昭および坂倉裕司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 上記社外取締役および社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。
5. 取締役のうち小田村初男、高山与志子および三宅峰三郎、また監査役のうち掛貝幸男、池永朝昭および坂倉裕司の計6氏は、株式会社東京証券取引所に届出を行った独立役員であります。
6. 監査役に、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者が3名おります。監査役住野耕三氏は、当社において、取締役として経営に参画し、執行役員として経理・財務分野を担当いたしました。また、社外監査役掛貝幸男氏は、事業会社において、長年にわたる財務および会計業務の経験を、社外監査役坂倉裕司氏は、総合商社において、長年にわたる国際金融や資本市場を中心とした財務業務の経験を有しております。
7. 松村晃行氏は、2019年3月31日付で、取締役専務執行役員BtoB事業・ディーラー事業担当から執行役員の任期を満了し、2019年4月1日付で取締役となりました。また、同氏は、2019年4月1日付で、当社子会社である株式会社CAPスタイルの取締役会長に就任しております。
8. 平田功氏は、2019年3月31日付で、取締役専務執行役員コーポレート担当から執行役員の任期を満了し、2019年4月1日付で取締役となりました。また、同氏は、2019年4月1日付で、当社子会社である株式会社オートボックスフィナンシャルサービスの代表取締役に就任しております。
9. 三宅峰三郎氏が理事長に就任している一般財団法人みらいたまご財団は、2019年4月1日付で公益財団法人に移行しております。
10. 坂倉裕司氏は、2019年3月30日付で、株式会社UKCホールディングスの社外取締役（監査等委員）に就任しております。なお、同社は2019年4月1日付で株式会社パYTEックホールディングスと合併し、株式会社レスターホールディングスに商号変更しております。

②取締役および監査役の取締役会および監査役会の出欠状況

区分	氏名	取締役会			監査役会		
		出席対象回数	出席回数	出席率(%)	出席対象回数	出席回数	出席率(%)
取締役	小林 喜夫巳	16回	16回	100.0%			
	松村 晃行	16回	16回	100.0%			
	平田 功	16回	16回	100.0%			
	熊倉 栄一	16回	16回	100.0%			
	堀井 勇吾	16回	16回	100.0%			
	小田村 初男*	16回	16回	100.0%			
	高山 与志子*	16回	16回	100.0%			
	三宅 峰三郎*	12回	12回	100.0%			
監査役	住野 耕三	16回	16回	100.0%	18回	18回	100.0%
	掛貝 幸男*	12回	12回	100.0%	12回	12回	100.0%
	池永 朝昭*	16回	14回	87.5%	18回	17回	94.4%
	坂倉 裕司*	16回	15回	93.8%	18回	17回	94.4%

(注) 1. 社外役員につきましては、氏名の右に※を付記しております。

2. 取締役の三宅峰三郎氏、監査役の掛貝幸男氏は、2018年6月21日就任のため、6月20日以前開催のものは除いております。

③取締役および監査役の報酬等

a. 取締役報酬等

イ. 取締役報酬の方針

フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を、オートバックスセブンの取締役として確保することを、取締役報酬決定に関する基本方針とします。

ロ. 報酬水準

報酬水準は、第三者機関による役員報酬に関する調査データを参考とし、また、業界における当社のポジション、目標達成の難易度および役割等を勘案して設定しております。

ハ. 報酬の構成と基本的な考え方

当社の取締役、執行役員に対する報酬は、基本報酬である固定報酬と、数値目標を中心とする複数の評価指標の計画達成率によって変動する業績連動報酬により構成しております。

業績連動報酬は、あらかじめ報酬テーブル別に設定した業績連動報酬基準額の0～180%の幅で変動し、目標達成度が100%の場合における総報酬に占める業績連動報酬の割合は、代表取締役社長執行役員で40%を超えるように設計しております。

ただし、業績連動報酬の性質上、業務執行から独立した立場である社外取締役は、業績連動報酬の支給対象とせず、固定報酬のみとします。

なお、短期的だけでなく、中長期的な視点で業績や株価を意識した経営を動機付ける、中長期インセンティブの導入を検討しております。

二. 報酬決定のプロセス

当社の取締役・執行役員報酬制度および報酬額は、ガバナンス委員会の諮問を経ることで、客観性・透明性を確保しております。

b. 監査役報酬等

当社の監査役に対する報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、監査役報酬は、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立した立場であることを考慮し、固定報酬のみとしております。

c. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	固定報酬		業績連動報酬		報酬等の総額 (百万円)
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給見込額 (百万円)	
取締役	9	205	—	—	205
うち社外取締役	4	36	—	—	36
監査役	5	71	—	—	71
うち社外監査役	4	46	—	—	46
合計	14	276	—	—	276

- (注) 1. 取締役報酬限度額：年額480百万円以内（2006年6月28日定時株主総会決議）
2. 監査役報酬限度額：年額120百万円以内（2006年6月28日定時株主総会決議）
3. 上記には、2018年6月21日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名および社外監査役1名を含んでおります。
4. 上記のほか、第71期の業績連動報酬として、社内取締役に対し124百万円を支払っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役3名および監査役4名と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める下記a) およびb) の合計金額となります。

- a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

- b) 当社の新株予約権（会社法第2条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	小田村 初男	反社会的勢力の排除を含むリスクマネジメントや危機管理ならびに道路交通関連などに関する豊富な経験や見識に基づき、適時、適切な発言を行うなど、当社の経営の監督機能を十分に担っております。 また、ガバナンス委員会の委員長を務め、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
	高山 与志子	コーポレート・ガバナンスやインベスター・リレーションズなどに関する豊富な経験と高い見識に基づき、投資家・株主の視点を重視した、適時、適切な発言を行うなど、当社の経営の監督機能を十分に担っております。 また、ガバナンス委員会の委員を務め、コーポレートガバナンス・コードへの対応に対する助言を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
	三宅 峰三郎	事業会社の経営者としての広範かつ豊富な経験に基づき、執行部門に対して積極的に助言を行うとともに、適時、適切な発言を行うことにより、当社の経営の監督機能を十分に担っております。
監査役	掛貝 幸男	事業会社における財務、会計、内部監査の多角的視点と豊富な経験に基づき、独立の立場から経営を監視し、必要に応じて執行側へ説明を求め、適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。
	池永 朝昭	法律の専門家として高い見識と豊富な経験に基づき、独立の立場から経営を監視し、必要に応じて執行側へ説明を求め、適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。
	坂倉 裕司	財務、金融、会計に関する高い見識と経営者としての豊富な経験に基づき、独立の立場から経営を監視し、必要に応じて執行側へ説明を求め、適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。

b. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

c. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるオートバックスフランスS.A.S.は、デロイト アンド アソシエの監査を受けております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査実績の分析・評価、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

3 会社の体制および方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題と認識しており、安定的かつ高水準の利益還元を実施できるように収益の拡大に努めております。

利益配分の考え方は、「2017中期経営計画」の期間におきましては連結配当性向を原則50%～100%とし、業績に応じた適正な利益還元を基本方針としております。

期末配当につきましては、当初予定通りの1株当たり30円を実施する予定であります。その結果、年間配当につきましては60円となる予定であります。

直近3連結会計年度における配当と自己株式の取得の実施状況

※第72期定時株主総会における剰余金の処分の件に係る議案が可決されることを想定した数値

	第70期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第71期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第72期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
1株当たり配当金(年間)	60円	60円	60円
配当金総額(年間)	4,997百万円	4,952百万円	4,905百万円
連結配当性向	166.7%	91.6%	90.1%
自己株式の取得額	2,712百万円	—	2,911百万円
総還元性向	255.7%	91.6%	142.5%

第72期 連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	(ご参考)第71期 (2018年3月31日現在)	第72期 (2019年3月31日現在)		(ご参考)第71期 (2018年3月31日現在)	第72期 (2019年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	111,695	107,857	流動負債	46,425	44,404
現金及び預金	39,069	30,679	買掛金	20,710	21,298
受取手形及び売掛金	23,600	25,159	短期借入金	3,252	2,412
リース投資資産	8,250	6,808	リース債務	169	159
商品	16,419	19,639	未払金	12,626	13,564
短期貸付金	72	20	未払法人税等	3,014	757
未収入金	21,972	22,676	ポイント引当金	237	72
未収還付法人税等	32	365	その他	6,412	6,139
その他	2,369	2,615	固定負債	13,575	12,799
貸倒引当金	△ 92	△ 107	長期借入金	2,190	1,300
固定資産	75,658	73,533	リース債務	1,285	1,120
有形固定資産	41,226	41,090	繰延税金負債	480	414
建物及び構築物	12,099	13,404	役員退職慰労引当金	76	34
機械装置及び運搬具	4,392	3,986	退職給付に係る負債	1,051	1,479
工具、器具及び備品	1,564	1,698	資産除去債務	2,110	2,184
土地	22,627	21,566	その他	6,381	6,266
リース資産	418	401	負債合計	60,001	57,203
建設仮勘定	124	33	純資産の部		
無形固定資産	6,050	6,036	株主資本	125,163	122,780
のれん	1,170	1,344	資本金	33,998	33,998
ソフトウェア	2,602	2,412	資本剰余金	34,298	34,298
その他	2,276	2,279	利益剰余金	59,639	60,172
投資その他の資産	28,381	26,405	自己株式	△ 2,773	△ 5,689
投資有価証券	8,409	7,708	その他の包括利益累計額	1,703	801
長期貸付金	712	3	その他有価証券評価差額金	1,924	1,462
繰延税金資産	4,025	3,952	為替換算調整勘定	470	381
差入保証金	14,181	13,731	退職給付に係る調整累計額	△ 692	△ 1,042
その他	1,106	1,039	非支配株主持分	486	604
貸倒引当金	△ 54	△ 30	純資産合計	127,352	124,187
資産合計	187,354	181,391	負債・純資産合計	187,354	181,391

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	(ご参考)第71期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第72期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
売上高	212,328	213,840
売上原価	144,361	146,259
売上総利益	67,966	67,581
販売費及び一般管理費	60,177	60,102
営業利益	7,789	7,478
営業外収益		
受取利息	76	63
受取配当金	105	78
持分法による投資利益	148	365
受取手数料	100	62
情報機器賃貸料	716	733
受取保険金	130	158
その他	1,014	927
営業外費用		
支払利息	40	27
情報機器賃貸費用	864	805
固定資産除却損	257	103
その他	692	729
経常利益	8,226	8,203
特別利益		
投資有価証券売却益	1,477	474
受取保険金	—	929
特別損失		
投資有価証券評価損	133	—
減損損失	480	215
のれん償却額	—	190
特別退職金	—	272
災害による損失	—	973
店舗整理損	—	201
関係会社整理損	835	—
税金等調整前当期純利益	8,255	7,754
法人税、住民税及び事業税	3,456	1,944
法人税等調整額	△ 586	345
当期純利益	5,385	5,464
非支配株主に帰属する当期純損失	18	20
親会社株主に帰属する当期純利益	5,403	5,485

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	33,998	34,298	59,639	△ 2,773		125,163
当期変動額						
剰余金の配当			△ 4,952			△ 4,952
親会社株主に帰属する当期純利益			5,485			5,485
自己株式の取得				△ 2,916		△ 2,916
自己株式の処分		0		0		0
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減				0		0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						
当期変動額合計	—	0	532	△ 2,915		△ 2,383
当期末残高	33,998	34,298	60,172	△ 5,689		122,780

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,924	470	△ 692	1,703	486	127,352
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,952
親会社株主に帰属する当期純利益						5,485
自己株式の取得						△ 2,916
自己株式の処分						0
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減						0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△ 462	△ 89	△ 349	△ 901	118	△ 782
当期変動額合計	△ 462	△ 89	△ 349	△ 901	118	△ 3,165
当期末残高	1,462	381	△ 1,042	801	604	124,187

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (ご参考)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第71期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	第72期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,394	4,447
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,915	△ 3,078
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,840	△ 9,876
現金及び現金同等物に係る換算差額	23	△ 11
現金及び現金同等物の増減額	7,661	△ 8,518
現金及び現金同等物の期首残高	31,388	39,050
現金及び現金同等物の期末残高	39,050	30,531

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 本計算書は監査報告書の対象外です。

第72期 計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	(ご参考)第71期 (2018年3月31日現在)	第72期 (2019年3月31日現在)		(ご参考)第71期 (2018年3月31日現在)	第72期 (2019年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	84,125	80,180	流動負債	31,593	29,947
現金及び預金	33,907	24,740	買掛金	18,363	19,089
売掛金	14,613	16,396	短期借入金	500	600
リース投資資産	9,981	8,638	リース債務	157	135
商品	5,698	6,546	未払金	3,051	3,397
前払費用	1,047	1,038	未払費用	1,688	1,030
短期貸付金	8,190	12,243	未払法人税等	2,455	229
未収入金	10,216	9,459	預り金	4,915	5,035
未収還付法人税等	—	291	前受収益	332	377
その他	819	1,039	ポイント引当金	10	3
貸倒引当金	△ 347	△ 214	その他	117	49
固定資産	82,574	79,743	固定負債	9,953	9,567
有形固定資産	33,708	33,466	長期借入金	1,100	1,000
建物	7,085	7,964	リース債務	1,189	1,045
構築物	816	913	預り保証金	6,530	6,386
機械及び装置	3,323	3,059	資産除去債務	1,113	1,121
車両運搬具	232	306	その他	19	14
工具、器具及び備品	720	833	負債合計	41,546	39,514
土地	21,421	20,366	純資産の部		
建設仮勘定	108	22	株主資本	123,255	118,959
無形固定資産	3,015	2,772	資本金	33,998	33,998
借地権	641	641	資本剰余金	34,278	34,278
ソフトウェア	2,364	2,117	資本準備金	34,278	34,278
その他	10	14	利益剰余金	57,703	56,321
投資その他の資産	45,850	43,505	利益準備金	1,296	1,296
投資有価証券	4,190	3,234	その他利益剰余金	56,406	55,024
関係会社株式	15,064	15,903	事業拡張積立金	665	665
長期貸付金	23	3	資産圧縮積立金	797	797
関係会社長期貸付金	9,567	6,984	特別償却準備金	77	51
長期前払費用	662	581	別途積立金	46,350	46,350
繰延税金資産	2,710	2,488	繰越利益剰余金	8,517	7,160
差入保証金	13,460	13,062	自己株式	△ 2,725	△ 5,638
その他	1,437	2,095	評価・換算差額等	1,897	1,449
貸倒引当金	△ 1,266	△ 848	その他有価証券評価差額金	1,897	1,449
資産合計	166,700	159,923	純資産合計	125,153	120,409
			負債・純資産合計	166,700	159,923

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額			
	(ご参考)第71期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		第72期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
売上高		156,313		156,621
売上原価		124,010		123,481
売上総利益		32,302		33,140
販売費及び一般管理費		26,714		26,930
営業利益		5,588		6,210
営業外収益				
受取利息	131		132	
受取配当金	552		786	
受取手数料	47		16	
情報機器賃貸料	1,078		1,092	
受取保険金	74		79	
その他	449	2,333	463	2,571
営業外費用				
支払利息	9		6	
貸倒引当金繰入額	282		—	
情報機器賃貸費用	1,299		1,188	
その他	779	2,371	453	1,647
経常利益		5,550		7,133
特別利益				
投資有価証券売却益	1,477		474	
受取保険金	—	1,477	848	1,323
特別損失				
減損損失	185		42	
投資有価証券評価損	133		—	
関係会社株式評価損	661		1,949	
災害による損失	—		896	
関係会社整理損	1,183	2,163	477	3,366
税引前当期純利益		4,864		5,089
法人税、住民税及び事業税	2,629		1,102	
法人税等調整額	△ 694	1,935	417	1,519
当期純利益		2,929		3,570

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金		事業拡張積立金	資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	797	77	46,350	8,517	57,703	
当期変動額											
剰余金の配当									△ 4,952	△ 4,952	
当期純利益									3,570	3,570	
資産圧縮積立金の取崩						△ 0			0	—	
特別償却準備金の取崩							△ 25		25	—	
自己株式の取得										—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 0	△ 25	—	△ 1,356	△ 1,382	
当期末残高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	797	51	46,350	7,160	56,321	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 2,725	123,255	1,897	1,897	125,153	
当期変動額						
剰余金の配当		△ 4,952			△ 4,952	
当期純利益		3,570			3,570	
資産圧縮積立金の取崩		—			—	
特別償却準備金の取崩		—			—	
自己株式の取得	△ 2,913	△ 2,913			△ 2,913	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			△ 448	△ 448	△ 448	
当期変動額合計	△ 2,913	△ 4,295	△ 448	△ 448	△ 4,744	
当期末残高	△ 5,638	118,959	1,449	1,449	120,409	

第72期 監査報告書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社 オートボックスセブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井出 正 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇治川 雄 士 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オートボックスセブンの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートボックスセブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社 オートボックスセブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井出正弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇治川雄士 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オートボックスセブンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、内部監査部門から監査の結果の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社オートバックスセブン 監査役会

常 勤 監 査 役	住 野 耕 三 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	掛 貝 幸 男 ㊟
社 外 監 査 役	池 永 朝 昭 ㊟
社 外 監 査 役	坂 倉 裕 司 ㊟

以上

株主の皆様との対話

当社は、株主総会や決算説明会等で株主との建設的な対話を図るとともに、当社コーポレートサイトにおいて適時・適切に情報を開示しています。機関投資家に対しては、証券会社による説明会への参加などを通じて対話に努めるほか、第2四半期・通期の決算発表の際に説明会を開催しています。

第72期の具体的な対話の状況

対象	活動内容
アナリスト・機関投資家向け	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期的説明会：第2四半期決算および通期決算開示後 ■ スモールミーティングおよび個別ミーティング：基本的に四半期ごと ※代表取締役による説明もあり
海外投資家向け	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期的説明会 北米などでのミーティング：2019年3月期 計1回 ※代表取締役による説明もあり

IR年間カレンダー

	第1 四半期			第2 四半期			第3 四半期			第4 四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
株主総会関連			● 定時株主総会 ● 株主総会 ● 招集通知									
決算発表	● 第4 四半期			● 第1 四半期			● 第2 四半期			● 第3 四半期		
株主様宛の送付物			● 株主通信 ● 配当金のご案内 ● 株主優待		● 株主通信		● 株主通信		● 株主通信 ● 配当金のご案内 ● 株主優待			● 株主通信

「株主様ご優待カード」をお持ちの方へ

「オートバックスポイント」終了に関するお知らせ

オートバックスのポイントは

2019年12月31日をもって失効いたします。



※すべてのオートバックスポイントは、上記期限をもって失効いたします。ぜひ、期限内にご利用ください。
 ※「株主様ご優待カード」の利用期限は、裏面をご確認ください。
 ※お手持ちのオートバックスポイントカードに統合したポイントも利用期限を過ぎたポイントは失効いたします。
 ※オートバックスポイントを、Tポイントに移行することはできません。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

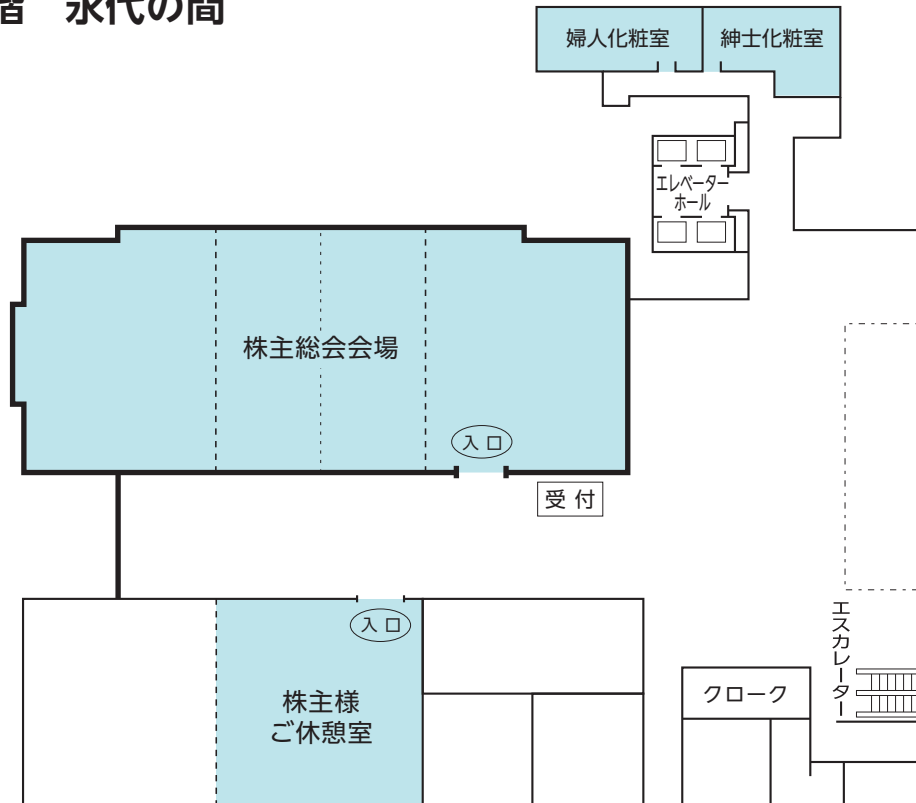
MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

〈株主総会会場見取図〉

ホテルイースト21東京

3階 永代の間



- 万一の場合の避難経路につきましては、会場に掲示しておりますのでご確認ください。
- 株主様ご休憩室には、お飲みものをご用意しております。
- ホテル内は全館禁煙となっております。ご了承ください。

定時株主総会 会場ご案内図

会場

ホテル イースト21東京
3階 永代の間

東京都江東区東陽六丁目3番3号



交通のご案内

東京メトロ東西線

「東陽町駅」1番出口より徒歩7分

JR総武線

「錦糸町駅」南口3番乗り場より
都営バス(東22)で15分、
「豊住橋」下車



東陽町駅から会場までのご案内



東京メトロ東西線「東陽町駅」の1番出口を出てすぐ右に曲がってください。



進んでいくと、右手に江東区役所が見えてまいります。



横断歩道を渡ってください。



こちらのエスカレーターを昇って左に進んでください。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。

